

大阪市規則第 119 号

臨時的任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

臨時的任用職員の給与に関する規則(平成4年大阪市規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(手当) 第4条 職員には、常勤職員の例により、条例第2条に規定する手当を支給する。この場合において、通勤手当支給規則(昭和44年大阪市規則第32号)第3条第2項中「同法第26条の6第7項第1号又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第1号若しくは第18条第1項の規定により任用の期間を定めて採用された<u>職員</u>にあつては、その月にその者」とあるのは「その月に<u>職員</u>」と読み替えるものとする。 (給与の支給方法) 第5条 職員の給与の支給方法については、常勤職員の<u>例による。</u>	(手当) 第4条 職員には、常勤職員の例により、条例第2条に規定する手当を支給する。この場合において、通勤手当支給規則(昭和44年大阪市規則第32号)第3条第2項中「同法第26条の6第7項第1号又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第1号若しくは第18条第1項の規定により任用の期間を定めて採用された<u>職員(以下「任期付職員等」という。)</u>にあつては、その月にその者」とあるのは「その月に<u>職員</u>」と、同規則第5条及び第9条中「<u>任期付職員等にあつては、支給単位期間にその者</u>」とあるのは「<u>支給単位期間に職員</u>」と読み替えるものとする。 (給与の支給方法) 第5条 職員の給与の支給方法については、常勤職員の<u>例による。この場合において、通勤手当支給規則第16条第1項中「任期付職員等」とあるのは「職員」と、同規則第17条第2項中「任期付職員等」とあるのは「職員」と、「支給単位期間に係る最初の月の給料の支給日後」とあるのは「月の中途」</u>

	<u>と、「当該支給単位期間」とあるのは「当該始期の属する月を含む支給単位期間」と、「当該任用の期間の開始後速やかに」とあるのは「特別の事情のない限り、その月分の給料の支給日に」と読み替えるものとする。</u>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

(通勤手当に係る運賃等相当額の算出基準に係る経過措置)

- 2 令和8年9月17日から同月30日までの間（以下「特定期間」という。）に職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「条例」という。）第23条に規定する臨時的任用職員（以下「職員」という。）がこの規則による改正前の臨時的任用職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第4条の規定によりその例によることとされる通勤手当支給規則（昭和44年大阪市規則第32号）第2条の職員たる要件（以下「支給要件」という。）を具備するに至った場合であって、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にこの規則による改正後の臨時的任用職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第4条の規定によりその例によることとされる通勤手当支給規則第13条の規定による届出（以下「届出」という。）がこれに係る事実の生じた日から15日を経過する前においてなされたときに当該職員に支給する通勤手当に係る通勤手当支給規則第5条に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）については、改正後の規則第4条の規定にかかわらず、通勤手当支給規則の一部を改正する規則（令和8年大阪市規則第121号）による改正後の通勤手当支給規則（以下「改正後の通勤手当支給規則」という。）第5条の規定の例により算出する運賃等相当額を基準とし、当該職員の任用の期間の始期を考慮して総務局長が定める額とする。

(自転車等の使用に係る通勤手当の額に係る経過措置)

- 3 特定期間に職員（改正前の規則第4条の規定によりその例によることとされる通勤手当支給規則第2条第2号に掲げる職員のうち通勤手当支給規則第9条第2項に規定する身体障害のため歩行することが著しく困難な職員（次項において「特定職員」という。）を除く。）が支給要件を具備するに至った場合であって、施行日以後に届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過する前においてなされたときの当該職員についての条例第12条第2項の自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき市規則で定める額は、改正後の規則第4条の規定にかかわらず、改正後の通勤手当支給規則第9条第1項第1号又は第2号の規定の例による額を基準とし、当該職員の任

用の期間の始期を考慮して総務局長が定める額とする。ただし、改正後の規則第4条の規定によりその例によることとされる条例第12条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員にあっては、当該総務局長が定める額に100分の50を乗じて得た額とする。

- 4 特定期間に特定職員が支給要件を具備するに至った場合であって、施行日以後に届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過する前においてなされたときの当該特定職員についての条例第12条第2項の自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき市規則で定める額は、改正後の規則第4条の規定にかかわらず、改正後の通勤手当支給規則第9条第1項第1号の規定の例による額に、2,700円を加算した額を基準とし、当該特定職員の任用の期間の始期を考慮して総務局長が定める額とする。ただし、改正後の規則第4条の規定によりその例によることとされる条例第12条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される特定職員にあっては、当該総務局長が定める額に100分の50を乗じて得た額とする。

(通勤手当の支給を開始する月に係る経過措置)

- 5 特定期間に職員が新たに支給要件を具備するに至った場合であって、施行日以後に届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過する前においてなされたときの通勤手当の支給は、改正後の規則第5条の規定にかかわらず、当該事実の生じた日の属する月から行うものとする。

(支給単位期間の開始に係る経過措置)

- 6 特定期間に職員が新たに支給要件を具備するに至った場合であって、施行日以後に届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過する前においてなされたときに支給される通勤手当に係る通勤手当支給規則第3条に規定する支給単位期間は、改正後の規則第5条の規定にかかわらず、前項の規定により通勤手当の支給が開始される月から開始するものとする。

(令和8年9月30日揭示済)